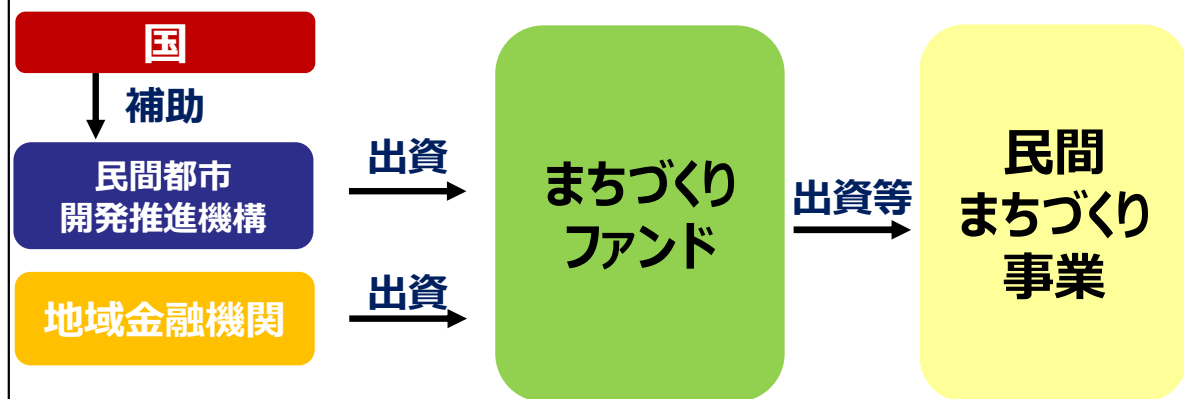


# マネジメント型まちづくりファンド支援事業

○一定のエリアをマネジメントしつつ、当該地域の課題解決に資する、リノベーション等の民間まちづくり事業を連鎖的に進めるため、民都機構と地域金融機関が連携してファンドを立ち上げ、当該事業に対して出資・融資等により支援し、地域内の資金循環を促進。

## ■ スキーム



## ■ 主な要件

### 民都開発推進機構→まちづくりファンドへの支援

○支援対象者：有限責任事業組合、投資事業有限責任組合その他の組合、合同会社、株式会社その他の会社等

### まちづくりファンド→民間まちづくり事業への支援

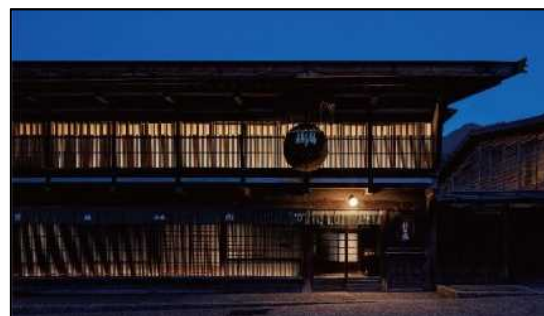
- 支援対象者：民間まちづくり事業者
- 支援対象事業：地域内の一定の区域の価値向上を図りつつ、当該地域の課題解決に資する民間まちづくり事業
- 支援限度額
  - ・出資の場合、当該出資を受けた直後の対象事業者の資本（純資産）の額の3分の2又は総事業費の3分の2のいずれか少ない額
  - ・融資の額は、総事業費の3分の2

## ■ 制度活用事例

### 支援事例1

ながのけんしん奈良井宿まちづくりファンド（長野県長野市）

ホテル



出典：民間都市開発推進機構HPより

・築約200年の伝統的建造物である旧酒蔵・旧民宿の建物をリノベーションして、宿泊施設・レストランを運営。

### 支援事例2

長門湯本温泉まちづくりファンド（山口県山口市）

温泉

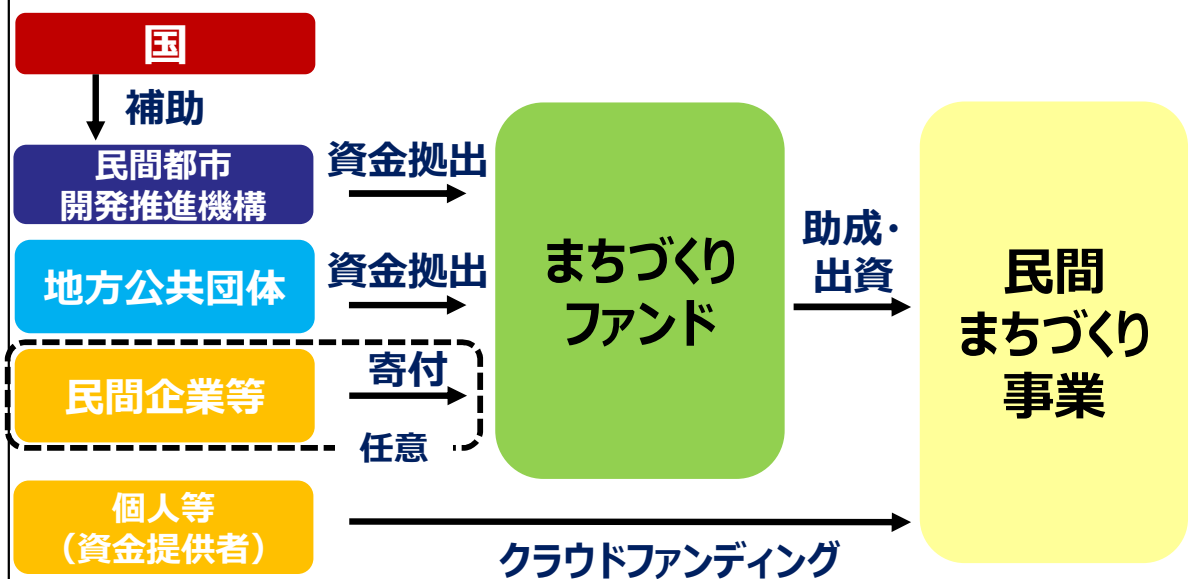


出典：民間都市開発推進機構HPより

・2017年に営業を終了した公衆浴場を、新たに飲食棟を併設した入浴施設に整備し運営。

○クラウドファンディングなどの「志ある資金」を活用した観光振興や歴史的施設の保全等のまちづくりを、まちづくりファンドを通じて支援。

## ■ スキーム



## ■ 主な要件

### 民都開発推進機構→まちづくりファンドへの支援

- 支援対象者：公益信託、公益法人、地方公共団体が設置する基金、市町村長が指定するNPO等
- 支援限度額（以下の内一番小さいもの）
  - ① 1億円
  - ② 地方公共団体の拠出金額
  - ③ 総資産額（民都機構拠出分を含む）の1/2

### まちづくりファンド→民間まちづくり事業への支援

- 支援対象者：民間まちづくり事業者
- 支援対象事業：地域内の一定の区域の価値向上に資する民間まちづくり事業

### ○支援限度額

クラウドファンディングにより調達した額と同額\*

\*クラウドファンディングで、調達目標額の1/2以上調達できた場合、その残額。ただし、クラウドファンディングで調達した額と予定した助成金の額の合計が自己資金等を含む総事業費を超えない範囲で、予定した助成額を減額しないことが可能。

## ■ 制度活用事例

### 支援事例1

市民財団まちづくりファンド（石川県小松市）

ゲストハウス



出典：民間都市開発推進機構HPより

- 空き家を改修し、外国人留学生等のシェアハウスとして活用。

### 支援事例2

なごや歴史まちづくり基金（愛知県名古屋市）

カフェ

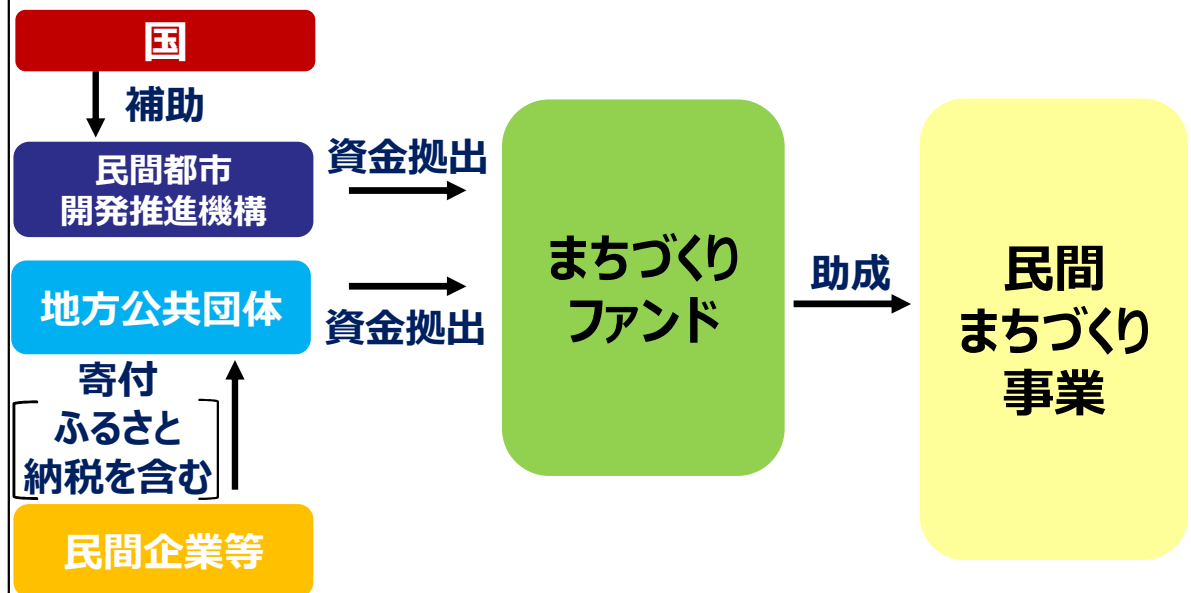


出典：民間都市開発推進機構HPより

- 江戸時代からの街並みが残る重要伝統的建造物群保存地区の有松で、築100年の空き家をカフェに再生。

○活動や取組自体への共感を持つ人々の寄付（ふるさと納税）等の「志ある資金」による資金拠出を受けながら、一定エリア内で自立的に行われるまちづくり活動を、民都機構のまちづくりファンドの仕組みを通じて支援。（令和4年度創設）

## ■ スキーム



## ■ 主な要件

### 民間都市開発推進機構→まちづくりファンドへの支援

- 支援対象者：公益信託、公益法人、地方公共団体が設置する基金、市町村長が指定するNPO等
- 支援限度額（以下の内一番小さいもの）
  - ① 1億円
  - ② 地方公共団体の拠出金額
  - ③ 総資産額（民都機構拠出分を含む）の1/2

### まちづくりファンド→民間まちづくり事業への支援

- 支援対象者：民間まちづくり事業者
  - 支援対象事業：都市利便増進協定等※に基づく民間まちづくり事業
- \*都市利便増進協定、都市再生整備歩行者経路協定、低未利用土地利用促進協定、立地誘導促進施設協定、跡地等管理協定

## ■ 制度活用イメージ

### 支援事例イメージ1

#### 広瀬川河畔緑地整備プロジェクト（群馬県前橋市）

- 広瀬川周辺には低未利用地がいくつか存在しており、水と緑に溢れたまちなかで、人と人、人と芸術が会う魅力的な交流空間を創出するためにふるさと納税活用し、広瀬川河畔を整備予定。



出典：前橋市HPより

### 支援事例2

#### 旧喰丸小学校改修工事（福島県昭和村）

- 30年以上前に廃校となっている老朽化した小学校を、ふるさと納税を活用することで、村の交流・観光拠点として改修。



出典：昭和村観光協会HPより

# まちづくりファンド支援事業（老朽ストック活用リノベーション等推進型）

## 課題・背景等

新型コロナ危機を契機とした従来の働き方・暮らし方の見直しに伴い、多様な働き方を支えるテレワーク拠点や都市にゆとりをもたらす緑地・広場といったグリーン・オープンスペース等の必要性については、有識者ヒアリングにおいても数多く意見が寄せられている。そのような「新たな日常」に対応するまちづくりに不可欠な都市機能を早急かつ効率的に充実させるため、全国的に増加し、その有効活用が求められる老朽ストックを活用しテレワーク拠点等を整備する民間まちづくり事業を機動的に支援する。※R2補正（3次）で創設

## 事業内容・執行状況

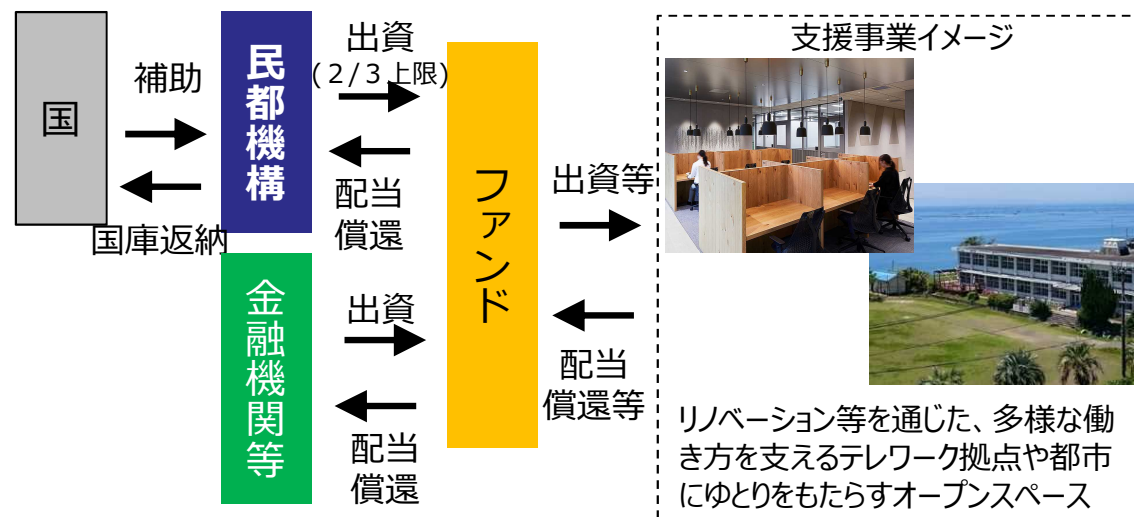
### 【支援概要】

老朽ストックのリノベーション等を通じた、多様な働き方を支えるテレワーク拠点や都市にゆとりをもたらすオープンスペース等の整備に対して出資等により支援。

### 【効果】

ポストコロナに向けた民需主導の好循環の実現のため、テレワーク拠点等の「新たな日常」に不可欠な都市機能の整備を早急かつ効率的に進めることにより、職住が近接・一体となった柔軟な働き方と暮らしやすさに対応したまちづくりを速やかに推進する。

### 「スキーム等」



- 支援手法 出資、社債取得
- 支援要件
  - ・10年以内に返済が見込まれる、以下の①または②を満たす事業
  - ①築20年以上の建築物を活用したリノベーション等を通じ、テレワーク拠点等の整備、又はグリーン・オープンスペース等の整備を伴う事業
  - ②築20年以上または建築物省エネ法に基づく省エネ基準を満たしていない建築物を活用したリノベーション等を通じ、創エネ・蓄エネ・省エネ性能の向上を行う事業【R4制度拡充内容】
- 支援限度額 総事業費の2/3
- その他 ファンドからの償還等から、民都機構が要した費用を除いて国庫返納を想定

支援対象 民間事業者